

第3章 循環型社会の実現

第1節 循環型社会の形成促進

これまでの経済成長を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが定着し、ものを大切にしない風潮や使い捨てを助長するようなライフスタイルがもたらされたことで、ごみの排出量は増加し、その種類も多様なものとなっています。これにより、ごみの処理費用の増加、ごみの焼却に伴うダイオキシン類の排出、最終処分場の逼迫など、いわゆるごみ問題が社会問題となっています。

これらの問題を解決するためには、生産、流通、消費、廃棄の各段階において、資源の効率的な利用やリサイクルを推進することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することが、必要となっています。

このような状況を踏まえ、今後、循環型社会の構築に向けて、県民、事業者、行政の各関係者が、共通認識のもと、徹底したごみの減量化・リサイクルに取り組むため、「佐賀県廃棄物処理計画」を策定しています。

また、ごみの減量化・リサイクルを推進するためには、県民、事業者、CSO 及び行政が一体となって取り組むことが重要であることから、本計画に基づく、各種普及啓発事業や情報提供を行うとともに、佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議を通じた県民運動として展開しています。

1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

(1) 県民、CSO、事業者への啓発・連携促進

① グリーン購入

環境に対する負荷を少なくする持続可能な循環型社会システムを構築するためには、生産、流通、消費、廃棄の各段階において環境に配慮した取組みを推進し、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済システムを見直し、「最適生産、最適消費、最少廃棄」型の社会づくりを目指す必要があります。

このうち、消費の面から環境に対する負荷を少なくする取組みが「グリーン購入」です。グリーン購入とは、商品等を購入する際に、まず本当に買う必要があるかを考えたうえで、価格だけでなく、環境のことを考えて、リサイクル製品や使用後の再利用又は再生利用が可能な製品等の環境への負荷が少ない商品等を優先して購入することです。

グリーン購入の推進により、環境に配慮した製品の市場拡大による価格低下や新しい技術の開発による新製品の流通等が促進されるとともに、その原材料となる再生資源の需要も喚起され、従来、廃棄されていた資源がリサイクル資源として活用されるようになり、社会システムとして、リサイクルルートが確立されることを目指しています。

また、国民経済に影響力を持つ国、地方公共団体等による調達推進を呼び水として、民間部門へも取組みの輪を広げ、環境物品等への需要の転換を促進することも重要となっています。

このため、県ではグリーン購入に積極的に取り組むとともに、佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議でグリーン購入セミナーを開催するなど、グリーン購入への取組みの推進を図っています。

② マイバッグキャンペーン

県民のごみ減量化、リサイクル及び地球温暖化防止に対する意識の高揚を図ることを目的として、県内において、買い物袋（マイバック）持参、レジ袋自粛を推進している小売店等を「佐賀県マイバッグ・ノーレジ袋推進店」として登録し、ステッカーを交付しています。

また、登録した店舗名や取組内容等は、県のホームページで紹介・PR しています。

③ 廃棄物減量等推進員研修会

各市町の廃棄物減量等推進員（廃棄物処理法第 5 条の 8 で規定）や県民の方を対象に、3R に関する知識の普及啓発を目的とした研修会を開催しています。

④ 産業廃棄物減量化・リサイクル推進研修会

産業廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の一層の促進を目的として、県内の多量排出事業者等に対して、改正廃棄物処理法の周知や減量化・リサイクルに向けた事業者の取組についての研修を開催しています。

⑤ 佐賀県認定リサイクル製品認定制度の普及促進

循環資源の有効利用及びリサイクル産業の育成を目的として、平成 13 年度に創設したリサイクル製品認定制度により、リサイクル製品の利用促進に努めています。

平成 28 年 3 月 31 日現在で 20 社 150 製品を認定していますが、半数以上をコンクリート製品が占めるなど特定の製品類型に偏っていること、新規申請数が減少していることから、リサイクル製品製造業者に対する制度の周知・普及、新規申請の働きかけを行っています。募集要項は、県ホームページに掲載しています。

佐賀県認定リサイクル製品の申請を受け付けています

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314134/index.html>

循環型社会 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

(2) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の推進

① 建設副産物対策の推進

○ 現状及び課題

建設廃棄物については、平成 24 年度の全国建設副産物実態調査によると、建設副産物の全体排出量は、約 7,269 万 t で平成 20 年度に比べると、13.9%増加していますが、再資源化・縮減率は、96.0%と 2.3%向上しています。また、全産業廃棄物の排出量の 19.6%（平成 24 年度）を占めるとともに、不法投棄量の 7 割（平成 24 年度）は建設系廃棄物であるといわれており、今後とも建設発生土を含む建設副産物に対する施策を推進していく必要があります。

図 2-3-1 産業廃棄物の業種別排出量
(平成 24 年度)

出典：環境省調査

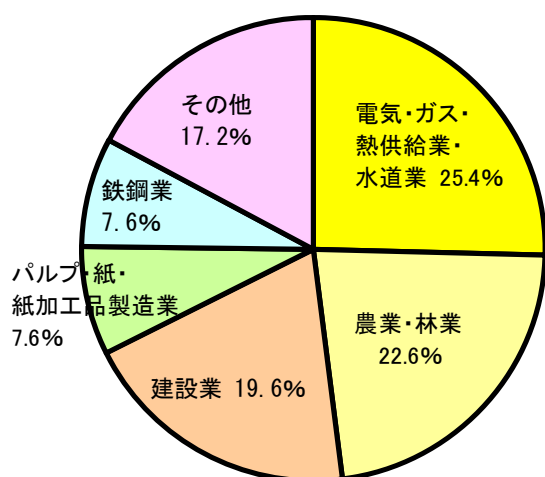


図 2-3-2 建設廃棄物の種類別排出量
(平成 24 年度)

出典：建設副産物実態調査（国土交通省）

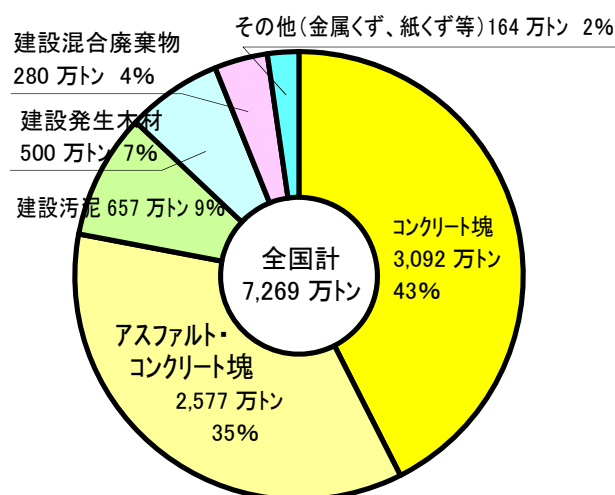


表 2-3-1 建設副産物のリサイクル率（平成 24 年度）（単位：%） 資料：建設・技術課

種 類	全国	九州	佐賀	平成 30 年度目標（全国） ※
建設廃棄物全体	96	96	95	96%以上
アスファルト・コンクリート塊	99	99	99	99%以上
コンクリート塊	99	99	99	99%以上
建設汚泥	85	89	74	90%以上
建設混合廃棄物	58	49	54	60%以上
建設発生木材（再資源化等率）	94	92	90	95%以上
建設発生土（有効利用率）	88	88	89	80%以上

※平成 30 年度目標値は、「建設リサイクル推進計画 2014」における参考値。

○ 講じた対策等

建設副産物対策（発生抑制、再生利用の促進及び適正処理の推進）をより一層推進させるため、「建設副産物の取扱方針」により処理するよう指導しています。

また、建設発生土の工事間利用を促進するため、建設発生土情報交換システムの活用普及を行いました。

○ 建設リサイクル法

平成 14 年 5 月から、一定規模以上の工事については、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート等を基準に従い工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化することを義務付けた建設リサイクル法が完全施行されました。

法施行後、毎年 2 回（5 月、10 月）一斉パトロールを実施しており、法の周知を図るとともに、工事現場における指導に努めました。

② 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比約 6 割、重量比で約 2～3 割を占める容器包装廃棄物について、事業者がリサイクルの義務を負う「容器包装リサイクル法」が、平成 12 年度から完全施行され、市町村の分別収集対象は、全 10 品目となりました。

県では、平成 26 年度を初年度とする平成 30 年度までの「第 7 期佐賀県分別収集促進計画」を策定し、県内市町の分別収集計画が円滑に実施されるよう、市町への支援等を行っています。

更に、平成 20 年 4 月からは容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るために、事業者が分別収集を行う市町村に対して資金が拠出される仕組みが創設されています。

③ 家電リサイクル法

消費者、家電小売店、製造メーカーが、それぞれの役割分担のもと、特定家庭用機器（ブラウン管式テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機）のリサイクルを行う「家電リサイクル法」が、平成 13 年 4 月から施行され、平成 16 年 4 月から電気冷凍庫が、平成 21 年 4 月から液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が対象品目に加えられました。

法施行後、指定引取場所（佐賀県内 4 箇所）への廃家電の持込みはおおむね順調に行われていますが、依然として特定家庭用機器の不法投棄が発見されたり、消費者から小売業者以外への排出家電の引渡しについて情報が寄せられていたりしていること等から、引き続き、この制度の適切な運用を図るため、市町とも協力して、県民、事業者への普及啓発を実施しています。

④ パソコンリサイクル

「資源有効利用促進法」の改正により、平成 15 年 10 月から、事業系パソコンに加え、家庭系パソコンも、製造等事業者による自主回収及び再資源化の対象となりました。

現在のところ、回収・再資源化はおおむね順調に進んでいますが、依然として特定家庭用機器の不法投棄が発見されていることから、引き続き、この制度の適切な運用を図るため、市町と協力して県民への普及啓発を実施しています。

⑤ 自動車リサイクル法

国内で廃棄される自動車に関して、廃棄物を減らし、資源の無駄遣いをしない循環型社会をつくるため、自動車の所有者、自動車メーカー、関連事業者の役割を決めた「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が、平成 17 年 1 月から施行されています。

なお、唐津市の高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島及び向島については、自動車リサイクル法に基づき、離島対策支援の事業を実施する区域の条件に該当する旨の公示が、平成 17 年 12 月 7 日になされました。

また、廃棄二輪車に関しては、自動車リサイクル法のような個別法はなく、二輪車の国内メーカー 4 社とインポーター 12 社が中心となった自主的な取組みである「二輪車リサイクルシステム」が平成 16 年 10 月 1 日より開始されています。

表 2-3-2 自動車リサイクル法に係る登録及び許可業者一覧（地区別）（平成 28 年 3 月 31 日現在）

資料：循環型社会推進課

業種	管轄					
	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	合計
引 取	76	21	22	12	37	168
フロン回収	42	7	9	7	12	77
解 体	21	5	5	6	4	41
破砕前処理	8	3	2	1	1	15
破 砕	1					1
のべ業者数	148	36	38	26	54	302

(注) 引取、フロン回収、解体及び破砕前処理並びに破砕の登録・許可を同時にしているものもそれぞれの業種ごとに挙げている。

⑥ 小型家電リサイクル法

使用済みとなった携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機などの小型家電に含まれる有用な貴金属やレアメタルが十分に回収されていない現状から、これらの再資源化を促すために、消費者、小型家電の製造業者、関係事業者などの役割を決めた「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が、平成 25 年 4 月から施行されています。

小型家電リサイクルについては、その回収システムを構築した自治体から順次取組を実施しています。現在のところ県内では、佐賀市、唐津市、鹿島市、基山町、玄海町、鳥栖・三養基西部環境施設組合（鳥栖市、上峰町、みやき町）、脊振共同塵芥処理組合（神崎市、吉野ヶ里町）が実施しています。

⑦ 佐賀県認定リサイクル製品認定制度

(1)の⑤に掲載

(3) 補助制度による誘導

廃棄物の循環的利用の促進につながる優良なリサイクル産業を育成するため、平成17年度に産業廃棄物税を財源とする補助制度を創設しました。産業廃棄物の排出事業者や処分業者等が排出抑制やリサイクルのために新たな設備を導入する際に支援を行っています。

また、その成果を県内に波及させ、県全体の産業廃棄物の排出抑制を推進することとしています。

(4) 熱回収（サーマルリサイクル）等の促進

再使用や再生利用ができないものは廃棄物として処分することになりますが、処分の段階において、可能なものについては熱回収（サーマルリサイクル）を行うことが重要であるとされています。そこで、より一層の熱回収（サーマルリサイクル）を促進するため、熱回収（サーマルリサイクル）の機能を有する廃棄物処理施設の設置促進を図ります。

2 地域循環圏の形成促進

資源によっては、周辺各県における静脈産業の動向や地域経済の特性等を踏まえつつ、北部九州あるいは九州・山口等を含めた広域的な連携を深めていく必要があります。

九州地方環境事務所等と協力し、地域に賦存する未利用循環資源（食品廃棄物、林地残材、竹林、剪定枝等）について、その回収・リサイクル・優先使用等を行う地域循環システム構築について、市町、CSO、事業者等と連携しながら検討していきます。

第2節 安全・安心な廃棄物対策

1 廃棄物の現況

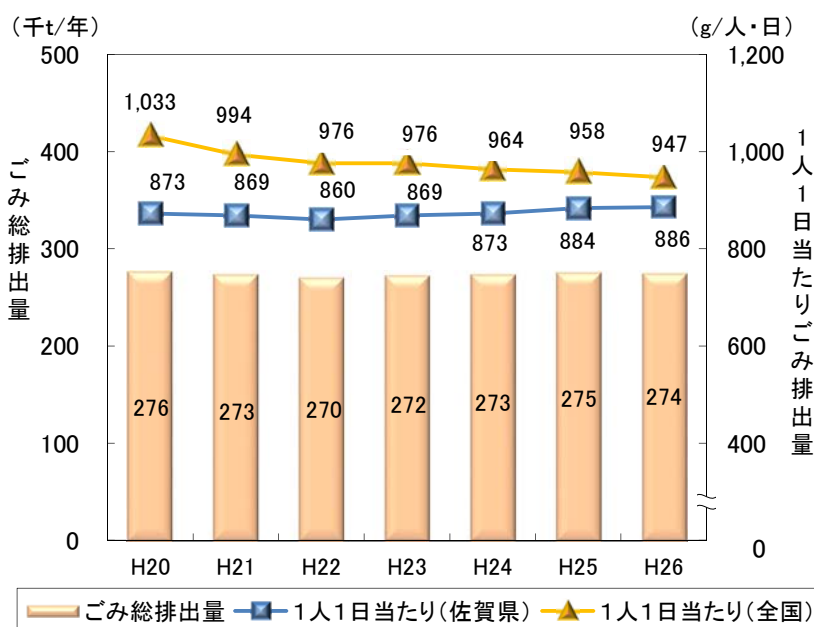
(1) 一般廃棄物

① 一般廃棄物（ごみ）

i. ごみの排出量の推移

平成26年度に県内の家庭及び事業所等から排出されたごみ総排出量は274千t(=収集量+直接搬入量+集団回収量)で、県民1人1日当たりのごみ排出量は886gとなっています。

図2-3-3 ごみ総排出量と1人1日あたりのごみ排出量の推移
資料：循環型社会推進課



ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量は、平成20年度以降は緩やかに減少する傾向にありましたが、平成22年度以降やや増加傾向になっています。なお、1人1日当たりのごみ排出量については、本県は依然として低い水準(平成26年度では全国第5位)を維持しています。

ii. リサイクル率と最終処分率の推移

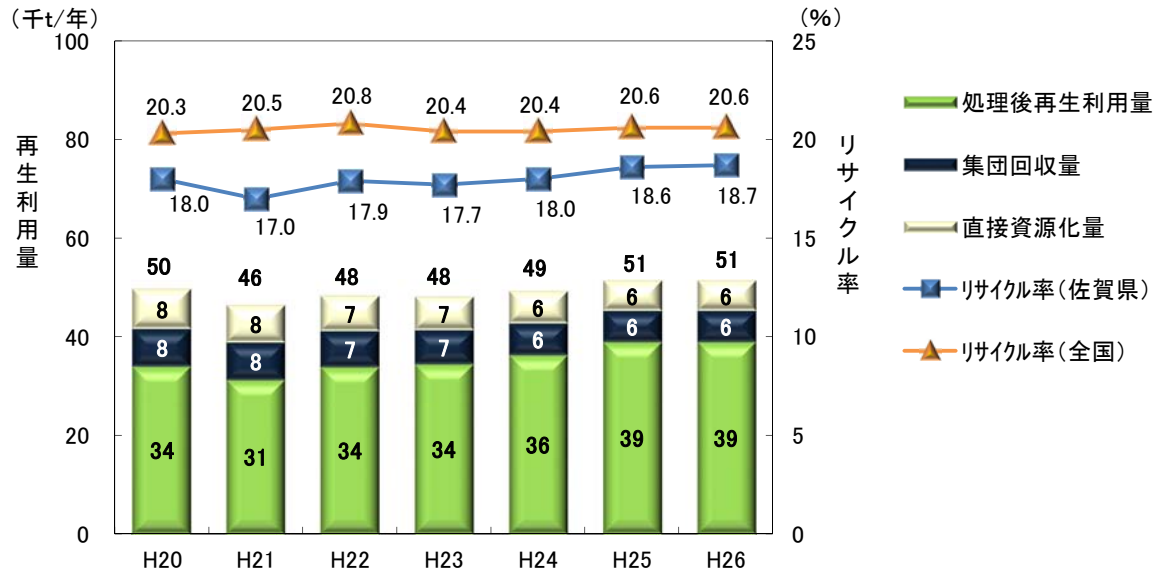
平成26年度の総資源化量は、県全体で51千t(リサイクル率:18.7%)となっています。

総資源化量の推移をみると、平成21年度に一旦減少しているものの、平成22年度以降やや増加しています。また、リサイクル率では平成21年度(17.0%)に減少しましたが、平成22年度(17.9%)以降増加しており、全国値と比べると低い状況が続いていましたが、近年はその差がやや縮まってきました。

一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

図 2-3-4 総資源化量とリサイクル率の推移

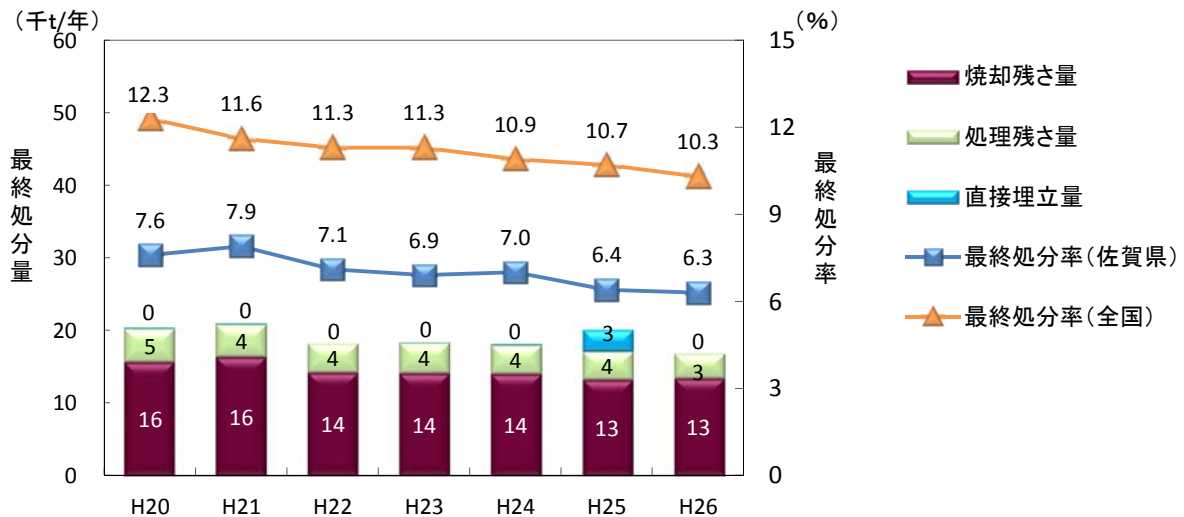
資料：循環型社会推進課



- (注) 集団回収量：市町による用具の貸出、補助金の交付等で市町登録された住民団体によって回収された量
 直接資源化量：市町の資源化施設（粗大ごみ処理施設、堆肥化施設など）を経ずに、再生業者等で資源化した量
 リサイクル率：市町の計画処理区域内における処理対象ごみ量（収集量＋直接搬入量）と集団回収量の合計に対する総資源化量の割合

図 2-3-5 最終処分量と最終処分率の推移

資料：循環型社会推進課



② 一般廃棄物（し尿）

i. 水洗化等の推移

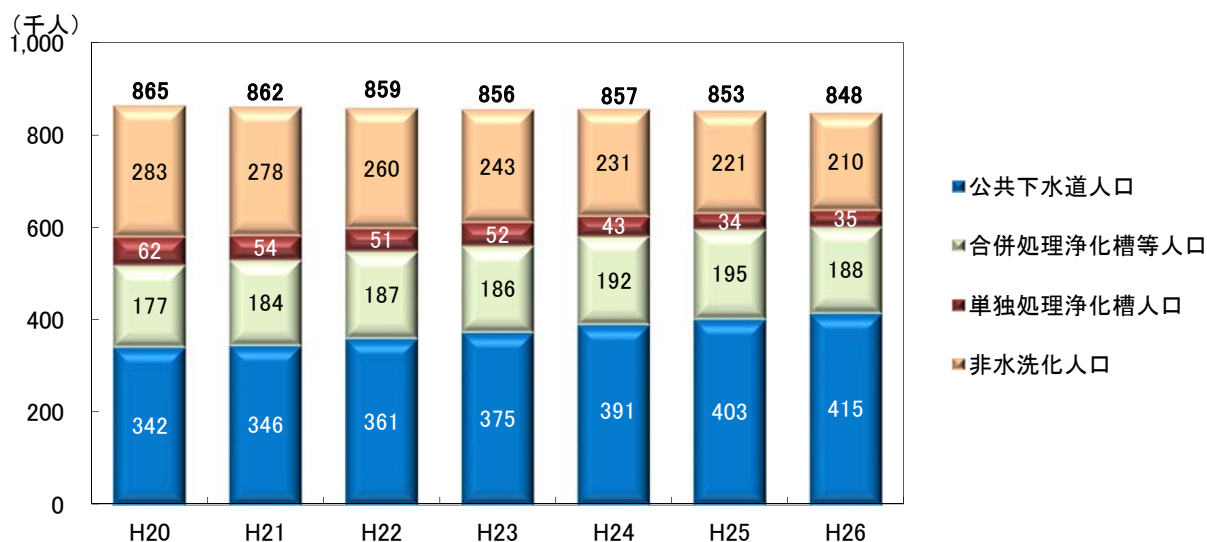
平成 26 年度の県内の水洗化人口は 638 千人、水洗化率（総人口に対する水洗化人口の割合）は 75.3%となっています。

水洗化人口の内訳をみると、公共下水道人口が 415 千人（水洗化人口の 65.1%）、浄化槽人口が 221 千人（同 34.8%）、コミュニティ・プラント（市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を合わせて処理する施設）人口が 0.6 千人（同 0.1%）となっています。

水洗化率については、年々増加する傾向にありますが、全国（平成 26 年度実績：93.9%）と比較すると、依然として低い水準にあります。

図 2-3-6 水洗化人口等の推移

資料：循環型社会推進課



※ 合併処理浄化槽等人口には、コミュニティ・プラント人口を含む。

ii. し尿等の処理・処分状況

平成 26 年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は 409 千 k1 となっています。このうち市町等によって収集されたし尿及び浄化槽汚泥の合計（計画収集量）は 408 千 k1（排出量の 99.8%）で、自家処理は 1 千 k1（同 0.2%）となっています。

し尿処理フローでみると、排出量 409 千 k1 の大部分（404 千 k1：99.2%）が、し尿処理施設で処理されており、この他ごみ堆肥化施設（3 千 k1：同 0.8%）で処理されています。

なお、海洋投入処分は平成 19 年 2 月以降全廃されています。

表 2-3-3 し尿等の処理・処分量の推移

資料：循環型社会推進課

（単位：k1）

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
し尿処理施設	471,614	456,848	448,052	435,809	425,801	415,321	404,486
海洋投入処分	0	0	0	0	0	0	0
自家処理量	1,530	1,500	1,044	982	956	915	840
ごみ堆肥化施設	824	1,061	1,201	1,572	1,839	1,898	3,395
農地還元等	81	2	2	2	0	0	0
計	474,049	459,411	450,299	438,365	428,596	418,134	408,721

(2) 産業廃棄物の現況

ダイオキシン類など環境に対する意識が高まる中、事業活動に伴う産業廃棄物は、依然として、大量に排出されており、また、その質も多様化しています。

しかしながら、産業廃棄物の減量化やリサイクルは、必ずしも十分に進んでおらず、他方、産業廃棄物を適正に処理するための処理施設については、廃棄物処理に対する住民の不安や不信感を背景として、その確保がますます困難になっています。

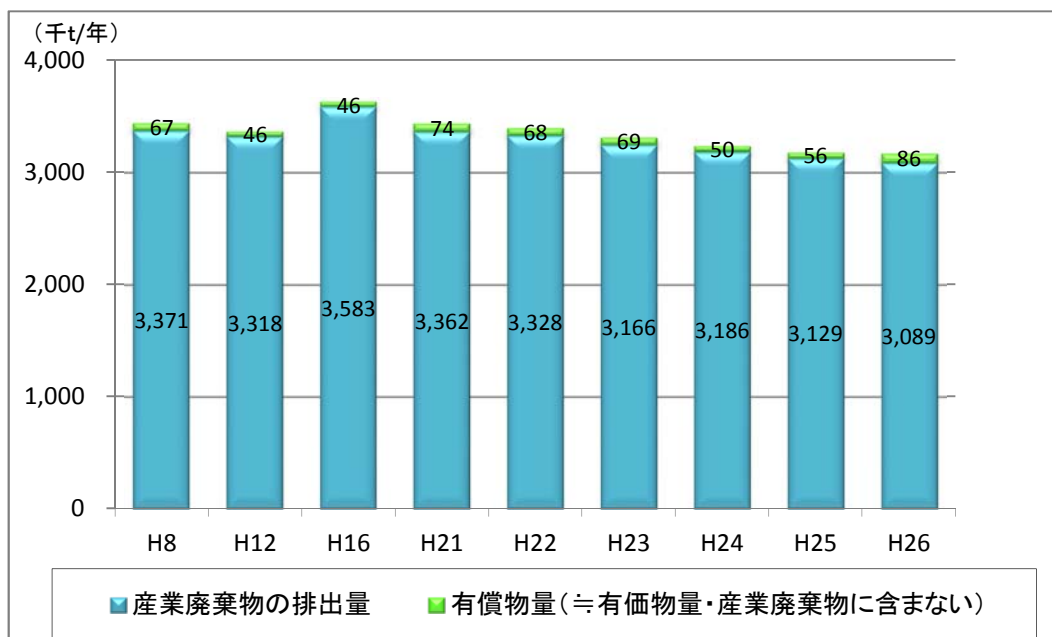
① 発生・排出状況

平成 26 年度に県内で生じた不要物等の発生量は 3,174 千 t で、発生量から有償物量（法令上は廃棄物に該当しないもの）を除いた排出量、いわゆる産業廃棄物量は 3,089 千 t と推計されます。

排出量の推移をみると、平成 16 年度に大規模工事（杵藤地域：ダム工事に伴う多量の建設汚泥の排出）等の影響もあって増加しましたが、近年はやや減少傾向にあります。

図 2-3-7 発生排出状況の推移

資料：循環型社会推進課



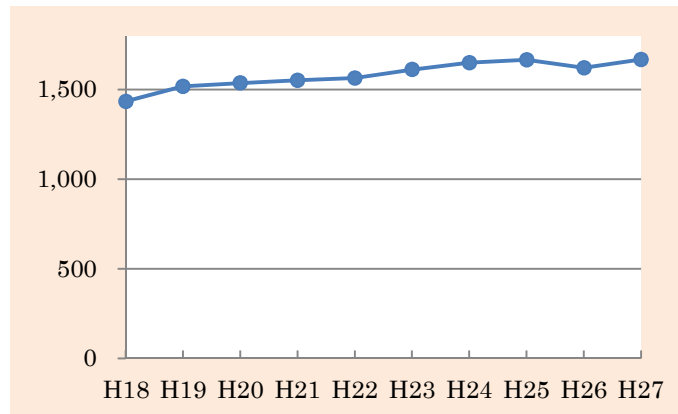
② 処理・処分状況

平成 26 年度に県内で生じた産業廃棄物量（排出量）は 3,089 千 t となっています。

排出量のうち、脱水や焼却等の中間処理によって 1,444 千 t（排出量の 46.8%）が減量化されており、1,570 千 t（同 50.8%）が肥料や建設材料等に再生利用され、73 千 t（同 2.3%）が埋立処分されています。

図 2-3-8 産業廃棄物処理業者数の推移

資料：循環型社会推進課



③ 産業廃棄物処理業許可等の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在での産業廃棄物処理業許可件数及び業者数の推移、地区別の産業廃棄物処理施設設置許可状況は、表 2-3-4 及び表 2-3-5 のとおりです。

また、平成 28 年 3 月 31 日現在での地区別の自動車リサイクル法に基づく、登録及び許可業者の数は、表 2-3-6 のとおりです。

表 2-3-4 産業廃棄物処理業許可件数及び業者数の推移（各年度末現在）

資料：循環型社会推進課

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
収集運搬業新規許可	153	144	106	106	98	128	98	93	70	88
〃 変更許可	24	16	24	27	24	21	18	15	18	6
〃 更新許可	133	166	199	246	203	182	234	219	269	211
処分業新規許可	3	6	7	5	8	3	4	4	3	4
〃 変更許可	9	7	12	9	8	6	5	3	4	8
〃 更新許可	10	24	33	51	22	6	29	27	44	26
特管収集運搬業新規許可	19	19	18	9	6	13	8	7	6	7
〃 変更許可	3	4	5	7		1	2	10	3	6
〃 更新許可	17	11	57	24	28	22	20	55	30	30
特管処分業新規許可	1		1							
〃 変更許可										
〃 更新許可			3	1	1	1		2	2	1
計	372	397	465	485	398	383	418	435	449	387
業者数	1,433	1,517	1,536	1,551	1,563	1,611	1,649	1,665	1,620	1,667

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

表 2-3-5 産業廃棄物処理施設設置許可状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

資料：循環型社会推進課

令第7条	施設名	処理能力	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
1	汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの	15	2	6	2	2	27
2	汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの	2				1	3
	汚泥の天日乾燥施設	100m ³ /日を超えるもの						
3	汚泥の焼却施設	5m ³ /日超又は、200 kg/H 以上又は、火格子面積 2 m ² 以上のもの	2		1		1	4
4	廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの						
5	廃油の焼却施設	1m ³ /日超又は、200 kg/H 以上又は、火格子面積 2 m ² 以上のもの	2		1		1	4
6	廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの						
7	廃プラスチック類の破砕施設	5t/日を超えるもの	5	4		1	2	12
8	廃プラスチック類の焼却施設	100 kg/日超又は、火格子面積 2 m ² 以上のもの	3		1		2	6
8の2	木くず又はがれき類の破砕施設	5t/日を超えるもの	50	36	15	13	25	139
9	有害汚泥のコンクリート固化施設							
10	水銀汚泥のばい焼施設							
11	汚泥・廃酸・廃アルカリのシアン分解施設		7	2				9
11の2	廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設							
12	廃PCB等の焼却施設							
12の2	廃PCB等の分解施設							
13	PCB汚染物等の洗浄施設又は分離施設							
13の2	産業廃棄物(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)の焼却施設	200 kg/H 以上又は、火格子面積 2 m ² 以上のもの	4	2	3	1	4	14
14	最終処分場	遮断型						
		安定型	10	1	9	6	7	33
		管理型	3	1	3	1	1	9
計			103	48	39	24	46	260

(注) 法第 15 条第 1 項の許可対象となる施設であり、同一施設であって 2 種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を 1 としています。

表 2-3-6 自動車リサイクル法に係る登録及び許可業者一覧（地区別）（平成 28 年 3 月 31 日現在）

資料：循環型社会推進課

管轄 業種	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	合計
引取	76	21	22	12	37	168
フロン回収	42	7	9	7	12	77
解体	21	5	5	6	4	41
破碎前処理	8	3	2	1	1	15
破碎	1					1
のべ業者数	148	36	38	26	54	302

（注） 引取、フロン回収、解体及び破碎前処理並びに破碎の登録・許可を同時にしているものもそれぞれの業種ごとに挙げています。

2 適正処理の推進

県では、廃棄物等の減量化・リサイクルの推進及び適正な処理を通じて、循環型社会の実現を図るため、「佐賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正やその他法制度の改正の動向及び廃棄物の実態調査等を踏まえ、平成 23 年 12 月に『佐賀県廃棄物処理計画～3Rの更なる推進を目指して～』を策定しました。

- 計画期間： 平成 23 年度～平成 27 年度
- 施策展開の柱： 3Rの推進
適正処理の推進
循環型社会形成のための基盤整備

廃棄物処理計画については、県のホームページに掲載しています。

新しい「佐賀県廃棄物処理計画書」を策定しました ～3Rの更なる推進を目指して～
http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00347913/index.html

3R(スリー・アール)

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）

(1) 一般廃棄物の対策

① 佐賀県一般廃棄物対策連絡会議

県では、市町及び一部事務組合と「佐賀県一般廃棄物対策連絡会議」を開催し廃棄物処理に関する技術的支援を行っています。

また、ごみ処理の現状及びごみ処理施設の新技术等について知識向上を図り、ごみ処理広域化の検討の参考にするため、市町・一部事務組合を対象とした「ごみ処理施設新技术研修会」を開催しています。

② 一般廃棄物処理施設の整備

焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出削減対策を基本として、環境負荷の低減を図り、併せて、ごみの排出抑制・資源化、さらには、事業費の縮減を図ることを基本方針とした「佐賀県ごみ処理広域化計画」を策定し、この計画に基づき、平成31年度までに、県内を4ブロック化して、ごみの広域処理を推進することとしています。

これに基づき、平成28年1月に佐賀県西部広域環境組合の新ごみ処理施設が稼働を開始しました。また、今後、天山地区共同環境組合は平成32年に、鳥栖・三養基西部環境施設組合は平成36年に、それぞれの新ごみ処理施設の稼働を予定しています。

③ 一般廃棄物処理施設整備に対する支援

国の循環型社会形成推進交付金等制度を活用し、関係市町・一部事務組合が作成した各々の地域計画に基づき、佐賀県西部広域環境組合、唐津市、天山地区共同環境組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合が行う廃棄物施設整備に係る補助金申請事務等の助言・指導を行っています。

④ 不法投棄防止対策支援事業

不法投棄や不適正処理の防止を図るため、市町、CSO及び廃棄物処理事業者などが協力し連携して不法投棄防止対策に取り組む事業を支援しています。

【平成27年度実績 4件（鳥栖市、伊万里市、小城市、武雄市） 7,998千円】

(2) 産業廃棄物の対策

① 排出事業者等への監視・指導

排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の推進について、支援・指導を行っています。

特に27年度は、以下の事項について、適正処理に係る指導を実施しました。

- ◆ 多量排出事業者に対する処理計画の策定指導及び公表
- ◆ 不法投棄監視カメラの配備及び運用（2基設置及び運用）
- ◆ スカイパトロールによる上空からの監視事業の実施（年3回実施）
- ◆ 閉庁日におけるパトロールの実施
- ◆ 市町等との合同による定期的な産廃パトロールの実施
- ◆ 機動監視員による適正処理の推進及び監視指導

- ◆ 焼却施設におけるダイオキシン類測定状況の把握及び指導
- ◆ 最終処分場に対する総点検の実施
- ◆ PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出等の指導

② 公共関与による産業廃棄物処理

本県の優れた自然環境や県民の生活環境を保全し、かつ、産業活動の健全な発展を目指した公共関与によるモデル的な廃棄物処理施設「クリーンパークさが」が、平成21年4月から本格稼働しています。この施設は、安全で信頼性の高い高度な処理技術や公害防止技術を備えており、環境への負荷を低減しながら安全かつ効率的に廃棄物を処理しています。

③ 電子マニフェスト制度の推進

○電子マニフェスト等適正管理促進事業

排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、適正な委託契約の締結を指導するとともに、マニフェスト制度の周知を行っています。

また、マニフェスト事務手続きの簡素化や処理状況の即時把握等が可能なマニフェストの普及促進を図るため、一般社団法人佐賀県産業廃棄物協会が行う電子マニフェスト普及促進等適正管理に関する事業に対し支援を行っています。

【平成27年度実績 1件 2,936千円】

④ 中間処理業者・最終処分業者への支援

中間処理業者・最終処分業者が行う計量設備（トラックスケール）の導入経費に対し支援を行っています。

【平成27年度実績 2件 4,225千円】

⑤ 排出事業者等に対する支援

○リサイクル施設等整備促進事業

産業廃棄物排出事業者が行う、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進する施設の整備について、支援を行っています。

【平成27年度実績 2件 21,233千円】

○リサイクル産業育成支援事業

産業廃棄物処理事業者が行う、産業廃棄物を原料としたリサイクル製品の製造や資源化施設等の整備について、支援を行っています。

【平成27年度実績 4件 38,800千円】

⑥ 排出事業者・産業廃棄物処分業者への支援

○産業廃棄物排出抑制等コーディネーター派遣事業

県内の事業者が行なう、産業廃棄物の減量化・リサイクルの促進への自発的、主体的な取り組みに対し、専門的な知見により技術的な助言を行なうコーディネーターを派遣しています。

【平成 27 年度実績 0 千円】

⑦ 産業廃棄物処理施設周辺の環境整備

○産業廃棄物処分場周辺管理等事業

産業廃棄物処分場周辺住民との信頼関係を構築するため。当該処分場の設置者が行う当該処分場周辺の環境保全事業に対し、支援を行っています。

【平成 27 年度実績 5 件 7,698 千円】

3 非常時等の廃棄物対策

(1) 災害時（震災、水害）の廃棄物処理

災害発生時における廃棄物を適正に処理するため、環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、市町に対して、実効性のある「災害廃棄物処理計画」の策定を支援・指導しています。

(2) 海岸漂着物対策及び海岸に漂着する危険物等への対処

【佐賀県海岸漂着物対策推進協議会】

近年、海岸において、河川等から流出した流木や葦、プラスチック等のごみの大量漂着や、海外からと思われる医療系廃棄物の漂着、あるいはごみの不法投棄が発生しており、これらは、生活環境や自然環境に悪影響を及ぼしています。

このため、県では平成 22 年度に「佐賀県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸域のごみ対策に係る諸問題への対応を協議し、各関係機関の連携のもと各種政策の推進等による海岸漂着ごみの発生抑制や円滑な処理を図ることとしています。

また、県及び市町は、災害などによる大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合は速やかに情報収集に努めるとともに、危険物等については地域住民への周知並びに適正処理を実施することとしています。



【海岸漂着物の状況(佐賀市東与賀海岸)】



【松浦沿岸に漂着した医療系廃棄物】

(3) その他、非常時等の廃棄物処理

新型インフルエンザ等大規模な感染症が発生、流行した場合には、多くの人が発症・重症化し、通常の廃棄物処理が滞ることが予想されます。そのため、非常時等の廃棄物

処理については、生活環境の保全と公衆衛生の向上の観点から、市町の「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「事業継続計画」の中で規定し、県民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう努めています。